

すこやか

平成29年4月13日
仙台市立幸町小学校
ほけんだより
～No. 2～



保護者の皆様へ

うらかな春の日差しが気持ちのよい季節となり、校庭で元気に遊ぶ子どもたちの姿が見られます。一方で、休み時間にけがをして保健室に来室するお子さんも多くなりました。

今回のすこやかでは、学校で万が一“けが”をしてしまった場合の保険制度についてご説明いたします。「独立行政法人 日本スポーツ振興センター 災害共済給付制度」は、学校の管理下において、お子さんのけが等が発生した場合に、その治療費や見舞金を保護者の皆様に給付する制度です。

日本スポーツ振興センター災害共済給付制度への加入について

給付が適用になる学校管理下の範囲

- (1) 授業中（学校行事や校外学習などの校外での活動も含まれます）
- (2) 休憩時間中（朝の始業前・業間休み・昼休みなど）
- (3) 通常の経路および方法による通学（登下校）中など



医療費が支給される対象

- ◆学校管理下におけるけがや熱中症等で、医療機関にかかった場合、初診から治療までにかかった費用の額（医療保険でいう10割分）が5,000円以上のもの（健康保険で3割自己負担の場合、医療機関に**1,500円以上支払ったとき**）



医療費の請求時効

- ◆けが等の給付事由が生じた日から2年間

共済掛け金

- ◆児童一人につき1年間 **460円**
（※5月に集金袋で集金します）



■「仙台市子ども医療費助成制度」（3歳以上～小学校3年生まで（※平成29年10月より小学校4年生～中学校3年生も仙台市子ども医療助成制度の対象年齢となります。））を利用した場合も支給対象に含まれます。学校でのけがで、この制度を利用して通院をした場合は、学校までお知らせください。

■学校で、子どもたちが安全に過ごせるように十分に配慮しておりますが、子どもたちは思わぬところでけがをします。本日配付しました別紙「独立行政法人 日本スポーツ振興センター 災害共済給付制度への加入について」により詳しく制度の内容が記載されてあります。ご覧くださいませようお願いいたします。不明な点は、学校までご連絡ください。

■加入に同意されない場合は、連絡帳等で学級担任まで、お知らせください。



＊加入に同意していただける場合は、同意書に必要事項をご記入の上、切り取って

4月19日(水)まで、学級担任へ同意書のみ提出してください。

